二十　佐賀県の区域（前号イの区域を除く。）に、長崎県の区域のうち松浦市（福島町及び鷹島町に限る。）の区域を併せた区域
二十一　長崎県の区域（前号の区域のうち長崎県に係るものを除く。）
二十二　熊本県の区域（第十九号ロ、次号ロ及び第二十四号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　大分県の区域のうち玖珠郡九重町大字湯坪の一部の区域
ロ　宮崎県の区域のうち児湯郡西米良村板谷の一部の区域
二十三　大分県の区域（第十九号ハ、前号イ及び次号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　福岡県の区域のうち豊前市並びに築上郡吉富町及び上毛町の区域
ロ　熊本県の区域のうち阿蘇郡小国町大字黒渕の一部の区域
二十四　宮崎県の区域（第二十二号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　熊本県の区域のうち阿蘇郡高森町大字永野原の一部の区域
ロ　大分県の区域のうち佐伯市宇目大字南田原の一部の区域
ハ　鹿児島県の区域のうち曽於市（財部町及び末吉町（岩崎の一部を除く。）に限る。）の区域
二十五　鹿児島県の区域（前号ハの区域を除く。）
備考　この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○総務省令第七十四号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）法律第二条第六項第一号及び第二号の規定に基づき、日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項第一号及び第二号の区域を定める省令を次のように定める。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項第一号及び第二号の区域を定める省令

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第六項第一号及び第二号の総務省令で定める区域を次のように定める。

一　法第二条第六項第一号の総務省令で定める東日本電信電話株式会社の目的業務区域に含む区域及び同項第二号の総務省令で定める西日本電信電話株式会社の目的業務区域から除く区域は、別表第一に掲げる区域とする。

二　法第二条第六項第一号の総務省令で定める東日本電信電話株式会社の目的業務区域から除く区域及び同項第二号の総務省令で定める西日本電信電話株式会社の目的業務区域に含む区域は、別表第二に掲げる区域とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。

（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令の廃止）

2　日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（平成十一年郵政省令第二十四号）は、廃止する。

別表第一

一　富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峅寺ブナ坂外の一部の区域
二　静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域
備考　この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表第二

長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域
備考　この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○国土交通省令第五十八号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十八条の七第五号、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）第十条第三号、集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）第八条第四号、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第十三条第三号及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）第十五条第三号の規定に基づき、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年五月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（都市計画法施行規則の一部改正）

第一条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為）	（令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為）
第四十三条の七　令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第四十三条の七**　令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～十六　（略）	一～十六　（略）
十七　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置若しくは管理に係る行為又は同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する工作物の設置若しくは管理に係る行為	十七　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
十八～二十五　（略）	十八～二十五　（略）

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為）	（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為）
第八条　令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第八条**　令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～十五　（略）	一～十五　（略）